

業務及び財産の状況に関する説明書類

第34期 2024年7月1日から2025年6月30日まで

2025年9月19日作成 (公衆縦覧の開始日)

監査法人名 ときわ監査法人

所在地 浜松市中央区中央一丁目8番25号

代表者 理事長 鈴木啓市

一、業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

当監査法人（以下「当法人」という。）は、

- ・財務書類の監査又は証明の業務
- ・財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を行うことを目的としています。

また、以下のような沿革をたどっています。

静岡県西部地域の公認会計士6名にて監査法人の設立を計画し、1992年6月22日付で大蔵大臣の設立許可を受け、同年7月7日に設立登記しました。

2008年7月1日に、静岡事務所を開設しました。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、金融商品取引法監査、会社法監査、学校法人監査、信用金庫監査を主たる業務としており、当期末における監査証明業務の被監査会社数は19社となりました。

なお、当期末における被監査会社の契約種類別の会社数及び大企業等の数は、下記(3)に記載のとおりです。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

※ 2025年6月30日現在（会計年度末日）

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	3 社	2 社
②金 商 法 監 査	2	
③会 社 法 監 査	4	
④学 校 法 人 監 査	5	
⑤労 働 組 合 監 査	1	
⑥その他の法定監査	3	
⑦その他の任意監査	1	
計	1 9	2

(4) 非監査証明業務の状況

該当事項はありません。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針

当法人は、法人としての経営理念として次のとおり定めています。

- 1) 当法人は、高品質な監査を提供することにより、地域社会の発展に貢献します。
- 2) 当法人は、高度な専門知識と能力を保持するために、常に自己研鑽に努めます。
- 3) 当法人は、倫理観の保持が公正なる監査の要諦であると認識し、これを保持してまいります。

②経営管理に関する措置

当法人は、全社員で構成する社員会を最高決議機関とし、法人の重要な意思決定を行っています。

理事長及び理事で構成する業務意思決定機関として、理事会を設置し、社員会が理事会に委任した事項について、「理事会運営規程」に基づいて運営しています。

また、当法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮を支援する機関として、「独立性を有する第三者」を設置しています。なお、「独立性を有する第三者」は、当法人、社員及び専門職員との間に特別な利害関係がないことを条件としており、独立性に問題はありません。

さらに、適切な業務執行の確保のため、品質管理規程をはじめとする必要な規程類及びマニュアルを整備しています。

③法令遵守に関する措置

公認会計士法及び日本公認会計士協会が公表する会則等を遵守するため、当法人は会議及び研修を通じて周知徹底を図っています。

④その他

特記すべき事項はありません。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、専担者として品質管理担当責任者（社員）を選任し、品質管理業務に従事する数名の社員を含めて品質管理担当として配置しています。品質管理担当責任者は、適切な経験、知識、影響力及び当法人内の権限を有し、かつ割り当てられた責任を果たすための十分な時間有すること、また、割り当てられた役割及び当該役割の遂行について説明責任を負う旨を理解していることを要件として、選任しています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

専担者は、当法人の規模を踏まえた監査業務体制の維持及び監査実務の知見の維持・向上のため、監査業務を兼務している状況にありますが、専担者が監査責任者である監査業務に対する品質管理業務は、品質管理担当の他の社員又は理事長が実施することとしており、独立性を確保しています。

また、法人全体に係る品質管理活動の年間計画を策定し、業務の分担・役割を明確にすることにより、業務の品質の管理に従事するための十分な時間が確保できるようにしています。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年6月30日

② 業務の品質の管理の目的

当法人が実施する品質管理基準報告書第1号の適用対象業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しています。

- 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って

自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

- ・当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(方針及び手続)

当法人及び専門要員による職業倫理の遵守及び独立性の保持を合理的に確保するため、「監査の品質管理規程」等においてその方針及び手続を定め、運用しています。

(独立性の確認)

当法人及び専門要員が独立性を保持していることを確認するため、毎年6月1日現在及び必要となる時点において、日本公認会計士協会（倫理委員会）から提供される「監査人の独立性チェックリスト」により、独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

(担当者のローテーション)

監査業務の主要な担当者（筆頭業務執行社員、業務執行社員、審査担当者）の長期間の関与に関して、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体については、倫理規則等で定める一定期間（7会計期間）の交替を実施しています。

(報酬依存度)

当法人は、社会的影響度の高い事業体である特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が、15%を超える場合又は超える可能性が高い場合に該当しないため、独立性を阻害する要因はないと判断しています。

(職業倫理)

専門要員は、日本公認会計士協会の主催する研修に参加するなどして、職業倫理に関する規範への理解を高めています。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規の締結又は更新にあたっては、「監査の品質管理規程」等に基づき、業務を実施するための適性及び能力の有無、関連する職業倫理に関する規定の遵守、関与先の誠実性等を総合的に評価した上で、理事会の承認を得ることとしています。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査及び非監査業務の実施等に関して法人として選任する業務執行社員、審査担当者、主査並びに品質管理業務の実施のために選任する品質管理担当責任者及び定期的な検証担当者については、「業務執行社員等選任基準」等に基づき、法人として要求する経験及び能力等を検討し、社員会又は理事会の承認を得ることとしています。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬については、担当している職務及び執務状況、監査品質・法人運営への貢献、業績等を総合的に勘案し、社員会で決定しています。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人では、専門要員の能力の維持・向上のため、継続的な職業的専門家としての能力開発を行っています。教育・訓練に関する年間研修計画は、業務支援担当の社員がこれを立案し、理事会において審議して決定し、必要と認められた場合には適宜計画を修正して必要な研修の受講を図っています。受講状況の確認については業務支援担当の社員が行い、品質管理担当責任者に報告することとしています。

なお、公認会計士については、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発（CPD）の履修状況を管理しており、履修単位不足が判明した場合には、該当する者が速やかに不足の単位数を履修するまで、監査業務に従事させないこととしています。

(ウ) その他

特記すべき事項はありません。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するために、「監査の品質管理規程」等においてその方針及び手続を定め、運用しています。当該事項に直面した場合には、監査責任者は審査担当者に事前に相談し、必要に応じて、法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を、「監査の品質管理規程」において定め、運用しています。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決するまでは発行できないこととしています。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人では、「審査規程」に基づき、原則として全ての監査証明業務について、審査担当者により審査を行うこととしています。

なお、限定意見を表明する場合又は意見不表明の場合、その他「審査委員会規程」に基づき必要と判断される場合に、審査委員会を開催することとしています。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理、保存及び廃棄に関する方針及び手続を、「監査の品質管理規程」等において定め、運用しています。

監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日から60日以内としています。また、最終的な整理が完了した時点で、電子媒体に記録された監査調書の監査ファイルについては、電子調書システムのアーカイブ機能を使用して封緘処理（電子ロック処理）を行い、紙媒体に記録された監査調書の監査ファイルについては専用封筒に封緘し、いずれも品質管理担当責任者の確認を受けることとしています。さらに、最終的な整理後の封緘された電子媒体又は紙媒体の監査ファイルについては、追加・変更を認めないこととしています。

(オ) その他

特記すべき事項はありません。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び法人内外への適時な情報の伝達に対処する品質目標を設定しています。

当該品質目標に対応するため、法人内外からの情報を適切に収集し、活用するための方針及び手続について、「不服と疑義の申立てに関する取扱要領」を定め、運用しています。法人内外からの通報に対応するため、当法人ウェブサイトに「監査ホットライン」として専用窓口を設置しています。

また、監査業務の実施に際して、品質管理システムがより質の高い監査を一貫して実施することをどのように支援しているかについて、会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告等を通じて、監査役等とのコミュニケーションを行っています。

さらに、必要に応じて実施する当法人の外部の者への品質管理システムに関する

情報の提供や品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性を確保するため、当法人の会計年度（7月1日から翌年6月30日）を報告対象期間として、当該会計年度の末日から6ヵ月以内に、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表することとしています。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠して監査業務の引継ぎを行うことを、「監査の品質管理規程」において定め、運用しています。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、「監査の品質管理規程」において、品質管理システムに関する最高責任者を理事長、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者並びに品質管理システムの特定の側面（モニタリング及び改善プロセスを含む）の運用に関する責任者を品質管理担当責任者とすることを定めています。理事長及び品質管理担当責任者は社員会において選任します。

また、役割を明確にするため、法人全体に係る品質管理活動の年間計画を策定し、担当する業務を割り当てるとともに、実績を計画と比較して実施状況を評価しています。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスを整備し、運用しています。なお、品質リスクの評価に際しては、品質管理基準報告書第1号実務ガイドライン第4号「監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイドライン）」の様式を利用・勘案して、これを実施しています。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理システム全体の整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、「監査の品質管理規程」においてモニタリング及び改善プロセスを定め、運用しています。

モニタリングの実施状況は、品質管理システムに関する最高責任者（理事長）、並びに品質管理システムの整備及び運用に関する責任者（品質管理担当責任者）を構成員に含む理事会に報告されます。モニタリングにより識別された不備に対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインし、適用し、当該是正措置の状況についても理事会に報告されます。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

評価の結果、基準日時点において重大又は広範な不備は識別されていないため、当法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているものと判断しています。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員は全て公認会計士であり、該当事項はありません。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

2024年8月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を持つ理事長は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容
該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月
該当事項はありません。

(3) 業務上の提携の内容
該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
該当事項はありません。

二、社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
11人	0人	11人

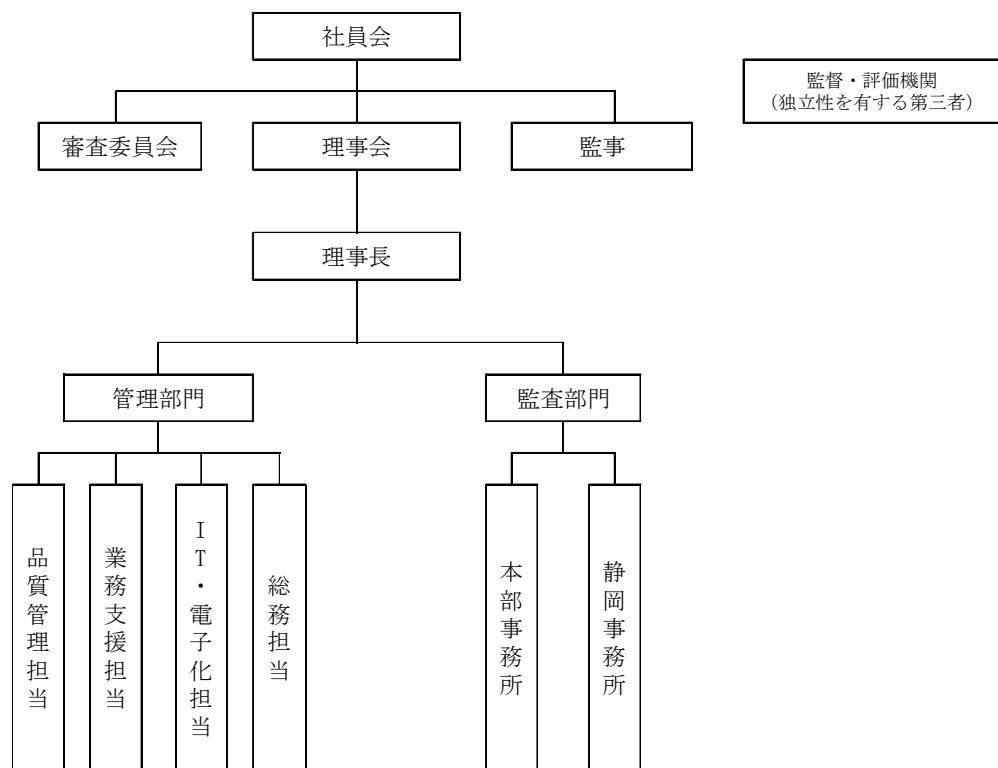
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の 名 称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営・管理及び業務全般に関する最高意思決定機関	11人	0人	11人
理事会	業務運営規程により理事会に委任された事項及び理事会運営規程に定める事項の決定機関	4人	0人	4人

三、事務所の概況

名 称	所 在 地	当該事務所に勤務する者の数			公認会計士である使用人の数	
		社 員		計		
		公認会計士	特定社員			
(主) ときわ監査法人	浜松市中央区中央一丁目 8 番 25 号	8 人	0 人	8 人	0 人	
(従) ときわ監査法人 静岡事務所	静岡市駿河区八幡一丁目 2 番 14 号	3 人	0 人	3 人	0 人	

四、監査法人の組織の概要



経営の実効性の発揮を支援する機能の確保については、一. 4. (1) ②に記載のとおりです。

五、財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：円)

第 33 期事業年度 2023 年 7 月 1 日～ 2024 年 6 月 30 日		第 34 期事業年度 2024 年 7 月 1 日～ 2025 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	156,198,966	156,243,227
非監査証明業務	360,000	0
合 計	156,558,966	156,243,227

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は、無限責任監査法人であるため、計算書類の添付は行っていません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は、無限責任監査法人であるため、計算書類に係る監査報告書の添付は行っていません。

六、被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

天龍製鋸株式会社、パルステック工業株式会社

以上